

茨城工業高等専門学校会計内部監査実施要項

〔 昭和 42 年 10 月 1 日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第45条の規定に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における会計事務処理について、内部監査を実施することにより、適正な事務処理を行うことを目的とする。

(検査)

第2条 校長は、必要があると認めるときは、随時教職員のうちから検査員を命じて、当該出納員の帳簿金庫を検査させるものとする。

(監査の実施)

第3条 校長は、本校における会計経理に関し必要があると認めるときは、臨時に監査員を命じて、次に掲げる事項若しくはその一部について実地に監査させるものとする。

- 一 会計経理に関する法令等の適用に関する事項
 - 二 予算決算に関する事項
 - 三 物品に関する事項
 - 四 収入支出に関する事項
 - 五 債権に関する事項
 - 六 不動産に関する事項
 - 七 契約に関する事項
 - 八 旅費に関する事項
 - 九 外部資金に関する事項
 - 十 帳簿及び証拠書類に関する事項
 - 十一 その他校長が必要と認める事項
- 2 校長は、前項の監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする課長等に対し、その期日及び内部監査を行う監査員とその他必要な事項を通知するものとする。
- 3 監査員は、帳簿・書類等又は現場につき監査し、必要があるときは、担当教職員に説明を求め、又は調書を提出させることができるものとする。
- 4 監査員は、監査上重大な事項については、直ちに意見を述べることはできないが、軽微な事項で明確なものについては、担当教職員に改善指導することができるものとする。
- 5 内部監査の際は、関係教職員がこれに立会うものとする。

(監査報告)

第4条 監査を終了したときは、監査員は直ちに別紙第1号様式による監査報告書を校長に提出しなければならない。

附 則

この要項は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年11月12日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年2月15日から施行する。

別紙第1号様式

監 査 報 告 書

令和 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

監 査 員

職 名
氏 名

内部監査の結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査実施期日 自 令 和 年 月 日

至 令 和 年 月 日

2. 監査事項の概要